

○厚生労働省告示第二百六十四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年七月一日から適用する。

令和三年六月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>十七 削除</p> <p>十八〇七十一 (略)</p> <p>七十二 自家骨髄単核球移植による血管再生治療 全身性強皮症 (難治性皮膚潰瘍を伴うものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>十七 周術期カルペリチド静脈内投与による再発抑制療法 非小細胞肺癌(CT撮影により非浸潤がんと診断されたものを除く。)</p> <p>十八〇七十一 (略)</p> <p>(新設)</p>